平成２９年（フ）第１３１号
滋賀県彦根市小泉町300番地２（102号）
債務者　松山美奈子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
三重県四日市市川尻町2232番地１
債務者　大倉　　涼
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
三重県四日市市東坂部町1599番地　コーポ稲垣１Ｃ、前住所三重県四日市市高見台１丁目29番地７
債務者　新井　寛子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
三重県四日市市水沢町1638番地６
債務者　辻　　尚子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第９２９号
京都市東山区清閑寺池田町26番地
債務者　坂本　明美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６２号
広島県尾道市久保２丁目15番32号
債務者　細谷真寿美
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第７２号
広島県三原市青葉台７番３号
債務者　難波　優輝
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１７６号
愛媛県松山市勝山町１－７－８　ユナイテッドカツヤマプレステージ601号室、住民票上の住所愛媛県松山市竹原４丁目９番21号　リベルタ竹原401号
債務者　丸一　敬子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７９号
愛媛県伊予市下吾川410番地７棟９号
債務者　片山みゆき
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５号
愛媛県今治市国分２丁目５番26号　雇用促進住宅国分宿舎１棟　405号
債務者　石丸　真二
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第１８１号
佐賀県多久市北多久町大字小侍45番地18
債務者　竹下　　梓
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
宮崎市大塚町原1660番地１　プリーズ日高202号、前住所宮崎市大塚町馬場崎3578番地１勝美コーポ201号
債務者　岩下　友和
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６９号
宮崎県都城市上長飯町5154番地　一万城団地12－２－192
債務者　田中ちどり
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第５５号
鹿児島県鹿屋市串良町下小原5027番地３
債務者　西山　哲史
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
北海道小樽市潮見台２丁目６番１号
債務者　佐藤　勝美
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第６２号
岩手県北上市黒沢尻３丁目８番21号リジエール202、旧住所青森県青森市佃１丁目23番10号コーポサクラヰ101号
債務者　木村　康友
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第６５号
岩手県北上市村崎野16地割136番地46サニーハウスＤ棟、旧住所岩手県北上市村崎野19地割64番地46
債務者　黒瀬佐代美
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部